

10回 目の 通過点

終わらない
原子力災害

つづく裁判闘争

却下、一部勝訴…住民の思い複雑



公正な判決を願い法廷に入る原告たち(2021年7月12日)

原発事故後、全国で約30の裁判が提起されている。長年の闘いを経て、次々と判決が出ているが、7月は、2つの裁判の判決が言い渡された。

■南相馬市原町区

まずは7月12日、南相馬・避難20ミシールベルト基準撤回訴訟。政府が避難指示と避難勧奨の解除の基準を年間20ミシールベルトとしていることに反対し、南相馬市原町区808人が2015年4月から約6年間、司法の場で争ってきた。2014年12月、政府は南相馬市の特定避難緩衝地点について、年間積算被ばく線量が20ミシールベルトを下回ることが確実になったとして全て解除。その後、順次支援策や賠償を打ち切ったことに反対するものだ。福島県にだけ押し付けられている「年間20ミシールベルト」を真正面から問う、大切な意味があった。

残念ながら、熱心に通い続けた原告らの思いを踏みにじる「却下」という判決。鎌野真敬裁判長が淡々と言い渡した主文はわずか5行と短く、司法判断から逃げた内容に、傍聴席からはため息や失望の声があがった。

この判決を不服とし、原告らは東京高裁に控訴している。

■浪江町津島地区

そして7月30日、浪江町津島地区の住民640人が、国と東電にふるさとの原状回復を求めた裁判の判決が福島地裁郡山支部で言い渡された。裁判所の近くの公園では、原告や支援者、他地域で同じく闘いを続ける裁判の原告らが静かに判決を待った。

裁判では「旗出し」を皆が待つが、なかなか弁護士が出て来な

い。報道陣がカメラを抱えて待っている」と「勝訴」国と東電を断罪「原状回復へ前進」という嬉しい知らせが。国と東電の責任を認めた重要な判決だったが、一方、原告らが強く求めていた「原状回復請求」は認められなかった。旗出し前の逡巡の理由だ。

原告の武藤春男さんに話を聞くと、8月8日に原告の総会を開き、控訴に踏み切ったという。「国と東電に対する断罪の点では良い判決だが、原状回復ができないというところは、残念でした」。

判決文は「生活圏であれば、除染するのは間違っていないが、津島全体になると、財産権が及ばないところが多い」といった内容。部分的には原状回復が認められたという解釈も成り立つ。原告らの思いは、「元に戻してほしい」それに尽きる。

8月23日、「2020年代に帰還困難区域の全域で解除へ」という報道があった。希望者が帰還できるように除染を進めるといふ。そのことについて何となく、武藤さんは複雑な思いを語ってくれた。「この件については、様々な意見があります。『全て解除しろ』という人もいれば、『帰還できないって言うても生活できない』という人もいます。『全く認められない』という人もいます」。

放射線量を下げするための除染にも限界がある。「帰還してもいい」と言われても、そこで被ばくの影響はないのか、生活インフラは整っているのか、様々な困難が待

ち受けている。簡単な話ではない。「個人的には、これまで、帰還困難区域には、何の方向性も示されなかったところに『一人でも帰る人がいる限りは、真摯に対応する』ということは、一歩のかな、という思いはあります」。

これまで、津島地区に復興拠点として示されたのは、津島全体のわずか1・6%の面積。それ以外の98・4%は手付かずのままだった。放置されるよりはマシになった、という思いがある。

「ただ、やはり高齢者には『今そんなことを言われても困る』という人や、『帰還について決めるのなら、何年までに原状回復します』という誠意を見せてほしい」という人もいます」。

住民同士でも、考え方は様々だ。武藤さんは「安堵はしていない。でも、一歩ではある。今後、どう津島を再生させていくのか、見守り、政府に働きかけていきたい」と語る。

*
*

コロナ禍の裏で、汚染水を海洋1キロで放水することや、基金の立ち上げでリスクを強化するなど、大きな問題が進行している。原発事故はまだ終わっていない。監視し続ける必要がある。(吉田千亜)



旗出しを待ち望む人々の歓声があつた(2021年7月30日)